

2019年度

～ 県や市町があなたの住まいづくりを応援します ～

住まいづくり補助制度のご案内

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

県・市町の補助制度一覧表

※制度・事業名をクリックして各市町の掲載ホームページをご覧ください。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
石川 県	いしかわの森で作る住宅推進事業	新築増改築購入	7㎡以上の県産木材を使用した住宅等の新築・増改築・購入に対し、県産木材の使用量及び使用率に応じて10万円、30万円又は50万円を補助	森林管理課 076-225-1643
金 沢 市	まちなか定住促進 (2019年9月までの制度です。10月以降についてはお問い合わせ下さい。)		まちなか区域内での定住を促進するため、住宅建築等へ補助	
	まちなか住宅建築奨励金	新築購入	まちなかにおいて、自己の居住する金沢らしい景観への配慮がなされた戸建住宅を、住宅ローンにて建築する方に対して助成(限度額200万円(2世帯住宅:300万円)) 駐車場等活用の場合に限度額30万円を、申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を、UJ1ターン世帯の場合に限度額50万円を加算(ただし、加算部分の合計額の限度額は100万円) ※UJ1ターン世帯→①金沢市、白山市、かほく市、野々市市又は津幡町若しくは内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む予定である者 ②金沢市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者 ③金沢市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた者 (①～③の全てに該当すること。)	
	まちなかマンション購入奨励金	購入	まちなかにおいて、自己が居住するあらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する方に対して助成(限度額100万円) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、UJ1ターン世帯の場合に限度額50万円を加算(ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円)	
	まちなか空き家活用促進補助金	改修	まちなかにおいて、昭和26年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事を助成(内部改修工事費の1/2(限度額50万円)) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、UJ1ターン世帯の場合に限度額50万円を加算(ただし、限度額(基礎額+加算額)は100万円)	
	まちなか中古分譲マンション改修費補助金	改修	まちなかにおいて、昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し自ら定住する方に対して住戸内部の改修工事を助成(内部改修費の1/2(限度額25万円)) 申請者が45歳未満の場合に限度額25万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、UJ1ターン世帯の場合に限度額25万円を加算(ただし、限度額(基礎額+加算額)は50万円)	
	まちなか住まい共同計画作成支援費	新築	まちなかにおいて、隣り合った宅地を合わせて共同建替えを行う場合に支援(計画アドバイザーの派遣、実施設計費の1/2(限度額100万円))	住宅政策課 076-220-2136
	郊外部移住促進 (2019年9月までの制度です。10月以降についてはお問い合わせ下さい。)		郊外部(市街化区域)内での移住を促進するため、住宅建築等へ補助	
	郊外部移住者住宅取得奨励金	新築購入	郊外部の良好なまちづくりを実践している地区(地区計画等)において、戸建住宅を住宅ローンにて建築する移住者に対して助成(限度額100万円(2世帯住宅:150万円)) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を加算(ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円) ※移住者→①金沢市、白山市、かほく市、野々市市又は津幡町若しくは内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む予定である者 ②金沢市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者 ③金沢市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた者 (①～③の全てに該当すること。)	
	郊外部移住者マンション購入奨励金	購入	郊外部において、自己が居住するあらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する移住者に対して助成(限度額50万円) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を加算	
	郊外部移住者空き家活用促進補助金	改修	郊外部において、昭和26年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する移住者に対して内部改修工事を助成(内部改修工事費の1/2(限度額50万円)) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を加算	
	郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金	改修	郊外部において、昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し自ら定住する移住者に対して住戸内部の改修工事を助成(内部改修費の1/2(限度額10万円)) 申請者が45歳未満の場合に限度額10万円を加算	
金沢スマートハウス奨励金	新築購入	認定を受けたスマートタウンにおいて、自己が居住するスマートハウスを、住宅ローンにて新築又は購入する方に助成(限度額100万円) 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、UJ1ターン世帯の場合に限度額50万円を加算(ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円)		
木の家づくり奨励金制度	新築改修	市内に居住するため、金沢産スギ柱50本以上使用して木造住宅を新築(建売住宅の購入を含む)、増築、改築する方 柱1本あたり2,800円(限度額25万円) 金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を見える所に10㎡以上使用する場合、上乗せ補助(限度額5万円)	森林再生課 076-220-2217	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

2019年4月現在

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
金 沢 市	まちなみの修景に関する補助制度	改 修 設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の整備 : 補助率70%又は25% (限度額50万円又は20万円) ・土塀の修復 : 補助率70% (限度額200万円) ・竹垣、土・板葺の設置 : 補助率70% (限度額 50万円) ・高木の植栽 : 補助率70% (限度額 30万円) ・屋根・外壁等の修景 : 補助率50% (限度額 50万円) ※各々対象区域あり	景観政策課 076-220-2364
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に対する補助 ①木造の住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断: 補助率3/4、限度額15万円 ・耐震改修: 補助率10/10、限度額200万円 ※過去に市の耐震設計補助を受けた場合は、別途、補助率及び限度額あり ②木造の共同住宅(寄宿舍又は長屋含む) <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断: 補助率3/4、限度額15万円 ・耐震設計: 補助率2/3、限度額23万円 ・耐震改修: 補助率2/3、限度額60万円×住戸数 ③非木造の住宅(共同住宅、寄宿舍又は長屋含む) <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断: 補助率2/3、限度額20万円(共同住宅、寄宿舍又は長屋は200万円) ・耐震設計: 補助率2/3、限度額10万円(共同住宅、寄宿舍又は長屋は100万円) ・耐震改修: 補助率2/3、限度額170万円 (共同住宅、寄宿舍又は長屋は100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額)	建築指導課 076-220-2327
	危険ブロック塀除却補助	除 却	道路等に面するブロック塀等の除却 ・通学路: 1㎡につき7,000円(限度額: 20万円) ・その他: 1㎡につき3,500円(限度額: 10万円)	
	がけ地防災工事費等補助	改 修 設 置	がけ地の安全対策工事に対する補助(こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等) ①防災工事等(地盤調査・工事設計・防災工事) <ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査費: 補助率3/4、限度額100万円 ・工事設計費: 補助率3/4もしくは1/2、限度額(100万もしくは75万) ・防災工事費: 補助率3/4もしくは1/2、限度額(無しもしくは600万) ②応急防災工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・応急防災工事費: 補助率3/4もしくは1/2、限度額(90万もしくは60万) ③抑制工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・抑制工事費: 補助率3/4もしくは1/2、限度額(360万もしくは240万) ※補助率、限度額は工事対象地の周辺状況により異なる。	道路建設課 がけ地対策室 076-220-2612
	ガス設備資金貸付	改 修	都市ガスへの転換工事費、機器入れ替え資金 20万円を上限度とする無利子貸付	
	雨水貯留施設等設置補助	設 置	住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置費に対する補助 ・雨水貯留槽……………施設整備費の2/3(上限額 容量により2万円～8万円) ・浄化槽転用雨水貯留槽…施設整備費の2/3(上限額 8万円) ・雨水浸透ます……………施設整備費の2/3(上限額 内径により1万8千円～3万5千円)	お客さまサービス課 076-220-2771
	水洗便所改造資金貸付	改 修	70万円まで無利子	
	住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金	設 置	自己が所有し居住する戸建ての住宅又は自己の居住を目的として取得する戸建ての住宅にシステムを設置する場合に補助(太陽電池出力2kW以上・住宅用エネルギーマネジメントシステム(HEMS)の設置が条件) ※住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助との併用は不可 ・10万円(伝統環境保存区域内の住宅に設置) ・5万円(上記以外の区域の住宅に設置)	
	住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金	設 置	自己が所有し居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅にエネルギーマネジメントシステム(HEMS)を設置する場合に補助 ・対象機器: 見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等、要綱に掲げる要件を満たすもの ・補助金額: 設置費用の1/4(限度額2万円、国の補助金の交付がある場合は、設置費から補助金を控除する)	
	住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金	設 置	自己が居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅にリチウムイオン蓄電システムを設置する場合に補助 ・購入費及び設置工事費の合計額の1/4(限度額10万円)	環境政策課 076-220-2507
	木質ペレットストーブ設置費補助金	設 置	本市内の住宅・事業所・活動施設に木質のペレットを燃料とするストーブを設置する場合に補助 ・購入費及び設置工事費の合計額の1/2(限度額10万円)	
	住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金	設 置	自己が居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅に都市ガスまたはLPガスを燃料とする燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、ハイブリッド給湯器のいずれかを設置する場合に補助 ・10万円(燃料電池コージェネレーションシステム) ・4万円(ハイブリッド給湯器) 都市ガスを燃料とするものについては営業開発課(076-220-2646)にお問い合わせください	
	生ごみ処理機器購入費補助	設 置	生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2(限度額4万円)	リサイクル推進課 076-220-2302
	生活自立のための住まいづくり助成制度	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者が、自宅において自立した生活をするため既存住宅をバリアフリー改造する場合に補助(限度額100万円)	介護保険課 076-220-2264
里山地域における分家住宅等建築奨励金制度	新 築 入	里山地域において、戸建て住宅を新築又は購入する農家の分家世帯員、新規就農者、伝統工芸従事者に対して助成 借入金の2.5%(限度額50万円)、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を上乗せ	農業水産振興課 076-220-2214	
七 尾 市	勤労者小口資金融資制度	新 築 入 修 改	引き続き2年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者 建設・購入・中古・宅地・増改築(限度額100万円)	商工観光課 0767-53-8565
	勤労者信用保証料補給金交付制度	新 築 入 修 改	市内に居住し、未組織事業所に働く勤労者	
	七尾産材使用住宅助成金制度	新 築 入	市内に居住するため、七尾産材を5㎡以上使用した70㎡以上の木造住宅を新築(建売住宅の購入を含む)する方に1件あたり10万円を助成 ただし、石川県が実施している「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」に補助金申請をした住宅とする	農林水産課 0767-53-8510

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
七尾市	家庭用ごみ減量機器設置補助金	設 置	家庭用ごみ減量機器 補助率1/2 (上限3万円)	環境課 0767-53-8421
	定住促進住宅取得奨励金	新 築 入	金融機関などで資金を借り入れて住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対 象 住 宅】 延床面積70㎡以上の1戸建て住宅 (併用住宅の場合は居住部分が70㎡以上) 【奨励金の額】 借入額の3% (上限30万円)、中古住宅の場合は1% (上限10万円) 更に、次の①～④の要件に該当する方は奨励金を加算 ①市内建築業者で新築または新築住宅を購入……………借入額の2% (上限20万円) ②市外からの転入……………借入額の2% (上限20万円) ③申請者の中学生以下の子どもが同居する場合……………一人につき借入額の1% (上限10万円) ④「向陽タウンはまだ分譲宅地」(中島町浜田地内) で新築…200万円	
	万行地区土地区画整理事業 保留地取得奨励金	新 築 入	七尾市万行地区土地区画整理組合が販売する保留地を購入し、住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対 象】 万行地区土地区画整理組合の保留地を購入した方 購入の目的が以下のものであること ・七尾市での定住 ・一戸建て住宅の新築又は購入 【奨励金の額】 1区画につき200万円	
	住宅建替え奨励金	新 築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの (道路中心線から3mのセットバック) ②まちなか景観基準に適合する1戸建て住宅に建替える人 ③市内建築業者で1戸建て住宅を建替える人 ④金融機関などで建替えに係る資金を借入れる人 ・既存住宅解体費用の50% (限度額50万円) ・借入れ金額の10% (限度額100万円)	
	共同住宅建設奨励金	新 築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの (道路中心線から3mのセットバック) ②まちなか景観基準に適合する共同住宅に建替える人 ③市内建築業者で共同住宅を建設する人 ・設計費の50% (限度額100万円) ・建設費の10% (1戸につき限度額100万円)	都市建築課 0767-53-8429
	まちなか住宅建設用地売買 奨励金	新 築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの (道路中心線から3mのセットバック) ②まちなか景観基準に適合する共同住宅又は一戸建て住宅を市内建築業者で建設するために用地売買を行う人 ③金融機関などで用地取得に係る資金を借入れる人 (売主への補助の場合は非該当) ・用地取得費の10% (限度額50万円) ・売主において既存住宅解体費用の50% (限度額50万円)	
	既存木造住宅耐震改修事業	改 修	木造住宅 ①簡易耐震診断: 自己負担無し (現況図面がある場合) 自己負担5千円 (現況図面がない場合) ②耐 震 改 修: 定額補助 (補助率10/10)、限度額160万円	
	三世代家族住宅リフォーム 奨励金交付事業	増 築 改 修	新たに三世代での同居又は準同居を始める世帯及び結婚を機に親や祖父母と同居又は準同居 (建物の直線距離が50m以内) をする世帯が増改築等を行う場合に必要経費の一部を補助する。 100万円を超えた工事費に対して、50万円を補助	
	危険ブロック塀等除却 促進事業	除 却	道路に面する危険なブロック塀の全部又は一部を除却する費用の補助 1㎡につき4千円、限度額10万円	
	移住定住促進補助金 (住宅取得補助)	新 築 入	石川県外から転入し、一戸建て住宅を新築または購入 (購入に伴う改修を含む) した人に交付。 【補助金額】 新築または購入に伴う費用の50%以内 (限度額100万円) ※中古は「市空き家バンク」登録物件に限る。 【対 象 者】 次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、費用を負担している ④一時的な滞在ではない	商工観光課 0767-53-8565
	移住定住促進補助金 (住宅家賃補助)	賃 貸	石川県外から転入し、民間賃貸住宅 (集合住宅や一戸建て住宅) に入居した人に交付。 【補助金額】 月額家賃の50%以内 (限度額: 月額1万5千円) 【対 象 者】 次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、家賃を支払っている ④一時的な滞在ではない	
	自立支援型住宅リフォーム 推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造 (リフォーム) される方 (限度額100万円)	福祉課 (身体障害者) 0767-53-8464 高齢者支援課 (高齢者) 0767-53-8451
	水洗便所等改造資金に伴う 利子補給制度	改 修	供用開始後3年以内 100万円まで利子全額補給 (償還60ヶ月以内)	
下水道等排水設備工事費 補助金制度	改 修	供用開始後1年以内 工事費が50万円を超える場合に超える部分について最高30万円 合併処理浄化槽設置者 供用開始後3年以内 一律30万円	上下水道課 0767-53-1972	
小松市	勤労者貸付金制度 (住宅関連分)	新 築 入	市内在住の勤労者に資金を融資 (労働組合組織のある方) 建設・購入・中古・宅地・増改築 (限度額10,000千円)	商工労働課 0761-24-8074
		新 築 入	市内在住の勤労者に資金を融資 (労働組合組織のない方) 建設・購入・中古・宅地・増改築 (限度額10,000千円)	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
小松市	未組織労働者信用保証補給制度	新築 改修	市内で住宅を新築・増改築・購入し、本市に居住しようとする未組織労働者が住宅資金の融資を受ける際、信用保証料の一部を助成	商工労働課 0761-24-8074
	小松市景観まちづくり事業補助金 (景観まちづくり重点地区)	新築 改修	まちづくり協定を締結し、景観まちづくり重点地区に指定された区域(材木町・粟津町の一部・龍助町の一部・西町の一部・清水町の一部・本折町の一部) 新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成(限度額200万円 助成率1/2)	まちデザイン課 0761-24-8099
	小松市景観まちづくり事業補助金 (伝統的景観重点地区)	新築 改修	伝統的景観重点地区に指定された区域(曳山八町を中心とした地域) 新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成(限度額120万円 助成率1/3)	
	「ようこそ小松」定住促進奨励金	新増 築 改修	小松市外から小松市内に転居する方に対し、自己の住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して1年未満の方 ・申請者または配偶者のみの転入も可 ・延床面積75㎡以上(増築の場合は増築部分75㎡以上) 【助成額】新築・増築50万円、購入30万円	
	まちなか住宅建築奨励金	購 入	「まちなか指定区域」で自己の住宅を購入する場合、費用の一部を助成 【助成額】30万円(若者世帯加算5万円、市内業者利用加算10万円あり)	
	住まいる小松奨励金	新 築	対象となる分譲地を購入して自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要件】・3区画以上で公共施設整備を伴う分譲地の購入であること ・延床面積75㎡以上 【助成額】一律10万円	
	飛行場周辺地区居住環境整備助成金	新 築	航空機騒音区域内で騒音緩和を配慮した自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要件】・居室に遮音性能があるサッシを使用すること ・延床面積75㎡以上 【助成額】基本額85W以上:100万円 80W~85W:50万円 75W~80W:20万円 ※市外業者利用の場合は上記基本額の半額(市外からの転入加算50万円、3世代住宅加算20万円、まちなか指定区域若者世帯加算5万円あり) ※併用条件あり	
	3世代家族住宅建築奨励金	新増 築 改修	3世代が同居又は近居で住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要件】・親世帯と同居もしくは親世帯の住宅と概ね半径50m以内の敷地に住宅を新築または増築、購入する方 ・延床面積75㎡以上(増築の場合は増築部分75㎡以上) 【助成額】一律20万円	建築住宅課 0761-24-8104
	小松地域産材利用促進事業	新増 築 改修	小松市で産出された資源を建築資材として使用し新築・増築・改修する場合、その工事費や材料費の一部を助成 【対象】小松瓦、小松畳、小松石材、九谷焼、かが杉 【要件】・小松瓦は20万円以上の工事、その他は5万円以上の工事であること ・かが杉は新築時は50本以上、新築以外は20本以上使用すること 【助成額】工事費や材料費の20%、かが杉は2,600円/本 各材料限度額20万円 ※増築・改修の場合は限度額10万円	
	空き家有効活用奨励金	改 修	小松市内空き家・空き室バンクに登録し、賃貸物件して貸し出す場合、改修費の一部を助成 【助成額】工事費の1/2 限度額40万円	
	空き家有効活用家賃補助金	その他	小松市内空き家・空き室バンクに登録された賃貸物件に入居する45歳以下の者に対し、家賃の一部を助成 【要件】3年以上居住予定であること、所有者と3親等以内でないこと 【助成額】家賃の1/2 限度額2万円/月 ※期間1年間	
	危険ブロック塀等の除借補助金	その他	ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等(組積造)を除却する工事 【助成額】Cブロック:4,000/㎡(上限10万円) 石 塀:10,000/㎡(上限10万円:ただし、50%以上の再使用の場合は15万円)	
	住宅耐震・防火対策促進事業補助金	改 修	木造住宅 ①簡易耐震診断:自己負担無料(現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅) 上記以外の住宅の場合、自己負担により実施 ②耐 震 改 修:補助率10/10、限度額150万円※ (※一階部分と二階部分を段階的に耐震改修する工事に対する補助制度も有り) ③防 火 改 修:補助率1/2 限度額50万円 (耐震改修を同時に行う場合 補助率1/2 限度額30万円)	建築住宅課 0761-24-8106
	生垣設置助成金	設 置	道路に面して新たに生垣を設置、既存の塀を取り壊して生垣を設置する場合の助成 ①新たに生垣を設置 :1m当たり4千円(限度額8万円) ②既存の塀を取り壊して生垣を設置:1m当たり8千円(限度額16万円)	緑花公園 センター 0761-24-8102
	花壇づくり事業助成金	設 置	道路に面して新たに花壇を設置する場合の助成 新たに花壇を設置:花壇1㎡当たり8千円(限度額8万円)	
	家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金	設 置	家庭用生ごみ処理機又はコンポスト等を、小松市内の事業所から購入する者に対する補助 ①生ごみ処理機 :補助率1/3(上限3万円) ②コンポスト等(2千円以上):補助率1/2(上限5千円) ※予算の範囲内	
事業者用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金	設 置	事業者用生ごみ処理機又はコンポスト等を、小松市内の事業所から購入する、市内で事業を営む個人、又は市内で事業を1年以上営み、かつ、商業登記を行っている法人に対する補助 ①生ごみ処理機 : (15~30kg) 補助率1/3(上限10万円) :(30kg ~) 補助率1/3(上限20万円) ②コンポスト等(2千円以上):補助率1/2(上限1万円) ※予算の範囲内	エコロジー 推進課 0761-24-8069	
小松市バイオマス設備設置費補助金	設 置	小松市内に住居、事務所、店舗、もしくは作業場を有し、又は建築する者のバイオマス設備(ペレットストーブ・薪ストーブ・木質バイオマスボイラー)の購入に対する補助 ・本体価格(税抜)50万円未満:補助額 本体購入金額の1/2(上限5万円) ・本体価格(税抜)50万円以上:補助額 本体購入金額の1/10(上限30万円) ※設置前に申請をお願いします。		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課	
小松市	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿介護課 0761-24-8149	
	雨水貯留槽等設置補助金	設 置	雨水を利用する施設の一部を助成 ①雨水貯留槽 補助額：施設整備費の2/3 限度額：2万円（容量100～200L未満）、3万円（容量200L以上） ②雨水浸透枳 補助額：施設整備費の2/3 限度額：6万円（内径20cm以上） ③浄化槽転用雨水貯留槽 補助額：施設整備費の2/3 限度額：10万円	上下水道管理課 0761-24-8158	
	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	設 置	対象地域内で合併浄化槽を設置する者に対する補助 設置工事費、撤去工事費に対して60%を補助（限度額は人槽によって異なる）	料金業務課 0761-24-8098	
	下水道接続促進補助金	改 修	供用開始後1年以内に合併浄化槽を公共下水道に接続した住宅に工事費の一部を助成（限度額20万円）		
		改 修	高校生以下の子ども、65歳以上の高齢者又は障がい者がいる世帯で、既設の浄化槽又は、汲み取り便所を廃止して公共下水道に接続する場合 ・供用開始から1年以内の専用住宅又は併用住宅等 5万円 ・すでに供用開始された専用住宅又は併用住宅等 2万5千円		
	排水設備工事促進資金	改 修	公共下水道・地域下水道・農業集落排水に接続する排水設備工事（個人住宅） 100万円まで無利子		
	合併処理浄化槽排水設備工事促進資金	改 修	合併処理浄化槽に接続する排水設備工事（個人住宅） 100万円まで無利子		
排水設備工事促進資金	改 修	公共下水道に接続する排水設備工事（事業所、マンション等） 500万円まで無利子			
輪島市	生ゴミ処理容器等購入助成	設 置	生ゴミ堆肥化容器及び電気式生ゴミ処理機購入費用への助成	環境対策課 0768-23-1853	
	輪島産材活用住宅助成事業費	新築 改 修	輪島産木材を使用した住宅（延床面積80㎡以上）を新築または新築住宅購入に対し30万円、及び増改築（延床面積30㎡以上）に対し10万円の補助 輪島産材使用割合50%以上、延床面積1㎡当たり0.13㎡以上の住宅	農林水産課 0768-23-1141	
	マリンタウン街なみ景観補助金	新 築	輪島市マリンタウン街並み景観基準に適合する住宅：50万円 市内の建築業者により建築された住宅：40万円	都市整備課 0768-23-1156	
	既存建築物耐震改修促進事業	改 修	木造住宅 ①耐震改修：補助率10/10、限度額150万円 ②耐震診断・耐震設計：補助率3/4、限度額9万円 補助率10/10、限度額20万円（ただし、耐震改修した場合に限る）		
	居住誘導促進事業補助金交付事業	新 築	居住誘導区域（輪島市マリンタウン4番地内を除く。）の区域内に住宅を取得：限度額100万円		
	輪島市空家等活用推進事業補助金（空家購入）	購 入	輪島市に定住するため輪島市空家データベースに登録された空家の購入費 補助率1/2 限度額 100万円		
	輪島市空家等活用推進事業補助金（空家改修）	改 修	輪島市空家データベースに登録されている空家の居住部分改修費 補助率1/2 限度額 100万円		
	輪島市危険ブロック塀等撤去事業補助金	その他	個人住宅敷地内における市が危険と認定した道路面に接するブロック塀等の撤去費 補助率1/2 限度額 10万円 危険ブロック塀等を撤去した跡地に板塀又は竹柵を設置する費用 補助率1/2 限度額 10万円		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康推進課（高齢者） 0768-23-1136	
	三世代ファミリー同居・近居促進事業	新築 増築 改修	親子と祖父母が近くで暮らす、子育てのしやすい環境の拡大を目的に、新たに三世代での同居や近居を始めるための住宅の取得に要する費用の一部を助成 【対象者】 新たに親子と祖父母の三世代で同居や近居を始めるため、住宅の新築や購入、増改築、改修をおこなった方 【対象住宅】 ・所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅 ・住宅の床面積70平方メートル以上 【補助金額】 ・30万円 ・市外から転入の場合20万円加算		福祉課 0768-23-1161
			水洗便所等改造工事資金融資 利子補給	改 修	100万円まで5%利子額補給
水洗便所等改造工事助成金	改 修	自己資金の人を対象に6万円以内を助成			
		課税所得130万円以下の世帯 10万円以内を助成 生活保護世帯 100万円以内を助成			
下水道等普及促進助成金	改 修	汲り便槽等の撤去、埋立を行う工事を実施した場合、10万円以内を助成（市町村設置型浄化槽は除く）			
		既存の和式便器から腰掛式便器への改造助成、5万円以内を助成（65歳以上を含む世帯の場合は10万円以内を助成）			
		自立支援型リフォーム、耐震改修、修景補修の助成制度を利用した場合、10万円以内を助成			

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
輪島市	住宅用太陽光発電システム設置推進事業	設 置	輪島市内の自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有し、自らが居住する一戸建住宅に補助の対象となる住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して補助 【補助金の額】 太陽電池の出力1キロワット当たり：7万円 補助金の上限：30万円	企画課 0768-23-1113
珠洲市	珠洲木材活用住宅助成事業	新 築	地域産材使用割合50%以上で床面積が100㎡以上、建築士が設計し、市内の業者が建築した住宅に対し30万円を補助。また、増改築に地域産材を5㎡以上使用した場合、㎡当たり2万円とし30万円を限度に補助	産業振興課 0768-82-7766
	木造住宅簡易耐震診断支援事業	診 断	昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての木造住宅 【補助の内容】 ・現況図面有り：自己負担なし ・現況図面無し、又は現地調査有り：自己負担5千円	建設課 0768-82-7756
	住宅耐震改修工事費補助金	改 修	昭和56年5月31日以前に工事が着手され、かつ耐震診断で評点1.0未満と診断された一戸建ての木造住宅について、耐震補強計画に基づき、評点1.0以上に耐震改修工事に対して補助 【補 助 額】 耐震工事に関する費用を10/10定額補助（限度額200万円）	
	ブロック塀等除却事業補助金	除 却	市が指定する道路等に面した、高さ70センチメートルを超える危険ブロック塀等を除却する、また、除却後新たな塀等を設置する費用に対して補助 【補 助 額】 ・除却工事に関する費用の1/2補助（限度額10万円） ・除却後、新たな塀等を設置する費用の1/2補助（限度額10万円）	
	がけ地災害防止事業費補助金	改 修	崩壊する恐れのあるがけ地で、建築物及び居住者その他の者に危害が生じるおそれがあるがけ地 【補 助 額】 がけ地災害防止事業に要する経費の1/2以内の額（限度額100万円）	建設課 0768-82-7757
	空き家改修費補助金	改 修	珠洲市空き家バンク登録物件を購入又は賃借した者に対し、当該物件の改修費用の一部を補助 【補 助 額】 改修費用の1/2（限度額100万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上の者 ②当該物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過しない者 ③当該物件の所有者等の3親等以内の親族でない者 ④空き家購入又は改修に関して国、県又は市の他の補助等を受けていない者 ⑤自らの負担で改修をしようとする者 ⑥当該物件に補助金交付日から5年以上定住する意思のある者 ⑦当該物件でこれまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める 【対象となる改修】 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等、住宅の機能向上のための改修 ※ただし、改修の施工は市内の法人又は個人事業者に限る	企画財政課 (移住定住推進係) 0768-82-7726
	空き家購入費補助金	購 入	珠洲市空き家バンク登録物件を購入した者に対し、当該物件の購入費用の一部を補助 【補 助 額】 購入費用の1/3（限度額100万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上であること ②世帯全員が本市に住所を有すること ③平成27年4月1日以後に締結された空き家売買契約の買主であること ④空き家の売主の3親等以内の親族でないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥空き家購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと ⑦これまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める	
	移住定住促進補助金	賃 貸	市外に1年以上居住していた世帯（単身者を含む）で、市内に転入した世帯の世帯主に対し家賃の一部を補助 【補 助 額】 家賃の1/2以内かつ 1年目：限度額3万円/月 2～3年目：限度額2万円/月 4～5年目：限度額1万円/月 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①転入してから5年以内であること ②市内の賃貸住宅等を自己の居住を目的に使用すること ③世帯全員が本市に住所を有すること ④公的制度による家賃補助（事業主等からの住居手当を含む）を受けていないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥公務員である者が世帯にいないこと	
	木質バイオマスストーブ購入費補助金	購 入	自己の住宅又は団体の事務所・活動施設に木質バイオマスを燃料とするストーブを設置する場合に補助 【補 助 額】 購入費の1/3（限度額10万円）	企画財政課 (自然共生室) 0768-82-7716
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	市内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（市税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 【補 助 額】 システムの最大出力1kwあたり7万円を乗じて得た額（限度額30万円） ※ただし、市内に所在する事業者（あらかじめ市に登録された事業者）が施工するシステムを補助対象とする	
生ごみ処理容器等設置補助金	設 置	【対 象 者】 市内に住所を有し、市内の事業所等から生ごみ処理容器等を購入したもの 【補 助 額】 ・生ごみ処理容器（コンポスト） 補助率：1/2以内（限度額：3千円、2台まで） ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/3以内（限度額：2万円、1台まで）	生活環境課 (環境係) 0768-82-7743	
水環境向上促進助成金	改 修	下水道及び浄化槽に接続する排水設備工事に対する助成金 【補 助 額】 ・生活保護世帯：50万円以内を助成 ・その他の世帯：供用開始後3年以内は10万円以内を助成。3年経過後は3万円以内を助成	生活環境課 (下水道係) 0768-82-7786	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
珠 洲 市	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） 【対 象 者】 本市に住所を有し、市民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯 ①介護保険制度で、要介護2、3、4及び5の認定を受けた方のいる世帯 ②下肢・体幹による運動機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変（脳性マヒ等）による運動機能障害（移動機能障害に限る）2級以上の方がいる世帯	福祉課 0768-82-7749
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 増 築 改 修	親子と祖父母が近くで暮らす、子育てのしやすい環境の拡大を目的に、新たに三世代での同居や近居を始めるための住宅の取得に要する費用の一部を助成 【対 象 者】 新たに親子と祖父母の三世代で同居や近居を始めるため、住宅の新築や購入、増改築、改修をおこなった方 【対象住宅】 ・平成27年4月1日以降に新築等の契約を締結した住宅 ・所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅 ・新築等に要した費用が100万円以上である住宅 【補 助 額】 ・30万円 ・県外から転入の場合15万円加算	福祉課 0768-82-7747
加 賀 市	未組織労働者信用保証料補給制度	新 築 改 修	市内に居住し、労働組合が組織されていない事業所に就労している方が、住宅融資を受ける際、信用保証料の一部を助成する制度	商工振興課 0761-72-7940
	生ごみ処理設備設置事業補助金	設 置	家庭から出る生ごみの自家処理を促進するための生ごみの堆肥化容器 ・コンポスト等処理容器（1容器）：補助率50%以内（限度額3千円） ・密閉処理容器（2容器）：補助率50%以内（限度額2千円） ・生ごみ処理機（1基）：補助率50%以内（限度額1万円）	生活安全課 0761-72-7885
	住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金	設 置	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池を設置する方、並びに、自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 【太陽光発電】 市内在住者：30,000円 転 入 者：50,000円（太陽電池の最大出力2kw以上等の要件あり） 【蓄 電 池】（併用可） 一律：50,000円	環境政策課 0761-72-7892
	木造住宅耐震診断事業	改 修	簡易耐震診断：自己負担無（現況図面有り、在来木造住宅） 上記以外の住宅の場合、一部自己負担（5,000円）で実施	建築指導室 0761-72-7935
	木造住宅耐震改修事業	改 修	①耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額150万円	
	加賀市住宅リフォーム助成事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿課 ふれあい福祉課 0761-72-7853 0761-72-7852
	合併処理浄化槽設置整備事業	設 置	合併処理浄化槽の設置助成対象区域において単独処理浄化槽及びくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置するもの。 ※但し新築に伴う設置は対象除外となります。 5人槽：352,000円／7人槽：441,000円／10人槽：588,000円 単独処理浄化槽の撤去費補助：90,000円 ※単独処理浄化槽を完全撤去する場合のみが撤去費補助対象となります。	経営企画課 0761-72-7953
		改 修	合併処理浄化槽の設置に伴う排水設備に係る費用として、上限100万円まで無利子貸付	
	水洗便所改造資金貸付制度	改 修	下水道工事に係る排水設備費用として、100万円まで無利子貸付（事業者は200万円まで）	人口減少対策室 0761-72-7840
	排水設備等改造資金利子補給	改 修	下水道接続に伴う水廻り工事500万円まで利子補給（上限2.0%） ※下水道接続していない住宅で、新築以外の住宅が対象となります。	
下水道接続促進補助金制度	改 修	①下水道が使用可能になった地域で、3年以内に既設の合併処理浄化槽を廃止し接続工事を行う場合 限度額20万円 ②下水道が使用可能になった地域で、3年以内に既設の単独処理浄化槽または汲み取り式便所を廃止し接続工事を行う場合 限度額3万円 ※移住特例措置有り		
移住住宅取得助成事業	新 築 入 居	加賀市外から転入し、住宅を新築または購入した人に交付。 ※中古物件は加賀市空家バンク登録物件に限る。 【補助金額】住宅取得に要した費用の50%以内（限度額70万円） 子ども加算、市内業者施工加算、緑化加算有り 【対 象 者】次のすべてに該当する人 ①市内の対象住宅を取得する人 ②転入前5年以上市外に住んでいて、転入日から3年を経過していない人が同一世帯に含まれる。 ③対象住宅に5年以上定住する意思がある。 ④市税等の滞納がないこと（世帯全員）	人口減少対策室 0761-72-7840	
若年層定住住宅取得助成事業	新 築 入 居	新たに一戸建て住宅を取得した45歳未満の人に交付。 【補助金額】 新築・建売：住宅ローン借入額の10%以内（限度額30万円） 中 古：住宅ローン借入額の5%以内（限度額10万円） 子ども加算、市内業者施工加算、35歳未満加算、緑化加算有り 【対 象 者】次のすべてに該当する人 ①対象住宅の取得において住宅ローン借入金を有する人 ②契約日において45歳未満の人 ③対象住宅に5年以上定住する意思がある人 ④市税等の滞納がない人		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
加賀市	三世代ファミリー同居・近居促進事業	新築 増改築 改修	子育てしやすい環境の整備を図るため、新たに三世代で同居または近居（親子と祖父母が居住する住宅の間の直線距離が2km以内）を始めるため、住宅の新築、購入、増築、改築または改修（以下「新築等」という。）を行う場合に交付。（※既に同居・近居の状態にある場合は対象外） 【補助金額】30万円（県外からの転入者は15万円加算） 【補助要件】次の全ての要件を満たすこと。 ①平成27年4月1日以降に新築等の契約を締結したもの ②新築等を行う方が三世代同居・近居を行う世帯員であること ③新築等に要した費用が100万円以上であること ④三世代同居・近居を始める世帯の子どもが18歳未満であること（妊娠中も含む） ⑤別に定める日までに、住民登録を変更し、三世代同居・近居を始めること ⑥市税等の滞納がないこと（世帯全員）	人口減少対策室 0761-72-7840
羽咋市	住まいづくり奨励金交付事業	新築 増改築 改修	新築住宅の取得および三世代同居世帯の増築・改修に対して助成。 1 住宅の新築（建替えも含む）・新築住宅の購入 【基本奨励金額】 (1) 転入者 市内業者施工：住宅取得費の2%（限度額40万円） (2) 転入者 市外業者施工：住宅取得費の1%（限度額20万円） (3) 市内在住者：10万円 (4) まちづくり協定を締結する転入者 市内業者施工：住宅取得費の25%（限度額250万円）に、取得費の2%（限度額40万円）を加算した額。 (5) まちづくり協定を締結する転入者 市外業者施工：住宅取得費の25%（限度額250万円）に、取得費の1%（限度額20万円）を加算した額。 (6) まちづくり協定を締結する市内在住者：住宅取得費の25%（限度額250万円）に、10万円を加算した額。 ※まちづくり協定：市が分譲する夕日ヶ丘分譲地購入者が締結する協定 【加算奨励金額】 (1)～(3)について ①新 婚 世 帯：40万円加算 ②三世代同居世帯：50万円加算 ③三世代近居世帯：30万円加算（近居の範囲は羽咋市内。距離要件なし。） (1)～(6)について ④子育て世帯（三世代同居・近居は除く）：10万円加算 2 三世代同居世帯の増築（10㎡以上）又は改修で、費用が150万円以上のもの (1) 新婚世帯がいる三世代同居世帯：増築・改修費用の1/3（限度額90万円） (2) 上記以外の三世代同居世帯：一律50万円 ※奨励金の内20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給	地域整備課 0767-22-9645
	空家リフォーム再生事業助成金	購入 改修 除却	空家の取得・改修・家財道具処分・除却に対して助成。 1 空家の購入・改修・家財道具処分 (1) 購入（自己の住居または事業所として使用するための空家の購入） ①転入者：取得費の1/3（限度額50万円） ②転入者以外：取得費の1/3（限度額20万円） (2) 改修（住居または事業所として使用するための空家の改修） ①市内業者利用 転入者 工事費の1/3（限度額50万円） ②市内業者利用 転入者以外 工事費の1/3（限度額40万円） ③市外業者利用 工事費の1/3（限度額20万円） (3) 家財道具処分（居住や事業を開始するための空家の家財道具等の処分） 家財道具等の処分搬出費用の1/3（限度額10万円） ※（2）と（3）は併用不可。 2 跡地活用のための空家の除却 (1) 跡地活用 再 建 築：解体に要した費用の1/3（限度額50万円） (2) 跡地活用 再建築以外：解体に要した費用の1/3（限度額30万円） ※助成金の内20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給	
	耐震住宅リフォーム支援事業	改修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担なし（現況図面がある場合） ：自己負担5千円（現況図面がない場合） ②耐震診断：補助率10/10、限度額9万円 ③耐震改修工事：補助率10/10、限度額150万円 ④簡易耐震補強工事：1ヶ所（0.91㎡）5万円で2ヶ所10万円を限度	
	危険ブロック塀撤去事業	撤去	倒壊の危険性のあるブロック塀に対して補助 ■対象となる危険ブロック塀 ・コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀および門柱 ・道路（市道または建築基準法に規定される道路）に面しているもの ・建築基準法の基準を満たしていないもの、または亀裂、傾き若しくはぐらつきその他の損傷が生じているもの ※補助金の交付は、同一敷地内の危険ブロック塀に対して一回限りです。 ※大阪北部地震後に、既に撤去を実施した方も対象です。 ■補助額 1㎡当たり4千円以内（最大10万円）	
	水洗便所等改造資金融資斡旋制度（利子補給）	改修	工事費100万円まで融資斡旋し、6%まで利子額補給（供用開始から3年以内）	
	水洗便所等改造工事助成金制度	改修	自己資金の人を対象に供用開始後1年以内（6万円以内）、2年以内（4万円以内）、3年以内（2万円以内） 生活保護世帯 50万円以内を助成	
	生ごみ処理機等の購入費助成	設置	生ごみ処理機等の購入に対する助成 生ごみ処理機：購入金額の1/2以内（限度額3万円まで1世帯1機まで） コンポスト容器：限度額3千円/個（1世帯2器まで） 生ごみ水切りバケツ（1千円限度で1世帯1個まで） ダンボールコンポスト容器（1千円限度で1世帯1個まで） しぼれる三角コーナー（1千円限度で1世帯1個まで）	
家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助	設置	家庭用リチウムイオン蓄電池の購入、設置に対する助成。（国が補助指定するもの） 一律5万円（地域商品券）※市内在住者・転入者の区分なし		
自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	介護を要する高齢者・重度身体障害者等のいる住民税非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課 0767-22-5314	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
かほく市	かほく市若者マイホーム取得奨励金	新築購入	市内への定住を促進するため、45歳未満の方が住宅を新築・購入し生活する場合に助成 ①新築・購入（新築） ア）転入者：借入金額の5%（限度額80万円） イ）市内在住者：借入金額の5%（限度額30万円） ウ）市内建築業者活用：20万円加算 ②購入（中古） ア）転入者：借入金額の10%（限度額35万円） イ）市内在住者：借入金額の10%（限度額10万円） ウ）市内不動産業者活用：10万円加算 エ）市空き家バンク登録物件：5万円加算 上記①、②それぞれについて、 ア）県外からの転入者の場合 50万円加算 イ）市新婚さん住まい応援事業補助金受給者の場合 20万円加算 ウ）三世同居・近居者の場合 30万円加算	企画情報課 076-283-1112
	かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金	設置	自己が所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム、小形風力発電システム、太陽熱利用システム、ペレット・薪利用システム、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方、又は自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 ①太陽光発電システム：1kWあたり4万円（限度額16万円） ②小形風力発電システム：補助率1/2（限度額6万円） ③太陽熱利用システム：補助率1/2（限度額3万円） ④ペレット・薪利用システム：補助率1/2（限度額5万円） ⑤定置用リチウムイオン蓄電システム：補助率1/2（限度額10万円）	
	かほく市エコライフ商品券交付事業	設置	ごみ減量化、省エネ対策の取り組みに対する助成 ①電気式生ごみ処理機購入：購入価格の1/3（限度額2万円） ②コンポスト購入（3千円以上のもの）：3千円 ③ダンボールコンポスト作成：1千円 ④LED電球等購入：2千円（1万円以上購入） ⑤グリーンカーテン設置：1千円 ※市商品券で支給	防災環境対策課 076-283-7124
	かほく市空家等家賃支援補助金	その他	空き家バンクに登録された空き家について空き家の借家人に家賃を補助 月額1万円（24ヶ月間まで）	
	かほく市空家等改修支援補助金	改修	空き家バンクに登録された空き家について空き家の所有者等、購入者、借家人が行う改修を補助 補助率1/2（限度額30万円）	
	かほく市空家等除却支援補助金	その他	空き家の所有者等が行う空き家の除却を補助 補助率1/2（限度額50万円）	
	かほく市耐震改修促進事業	改修	①簡易耐震診断：現況図面あり 自己負担なし 現況図面なし 自己負担5千円 ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	
	危険ブロック塀除却補助制度	その他	<対象> コンクリートブロック塀であり ①道路に面して設置されているもの ②倒壊により、通行人の安全を脅かす恐れのあるもの <補助金額> 4,000円×取壊し面積（㎡）※限度額100,000円	都市建設課 076-283-7104
	かほく市木の家づくり奨励金	新築購入	市内に自ら居住するため、金沢森林組合産スギ柱50本以上（長さ2m以上、幅及び厚さ10.5cm以上）使用して木造住宅を新築又は購入する方（増改築はスギ柱20本以上使用した場合） 柱1本あたり2,500円（限度額25万円） 市内業者を利用した場合5万円を上乗せ補助	産業振興課 076-283-7105
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	<対象者> ・介護保険制度で要介護又は要支援と認定された方のいる世帯 ・下肢・体幹による運動機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変（脳性マヒ等）による運動機能障害（移動障害に限る）3級以上の方がいる世帯 ・生活保護法で規定する介護扶助の対象のいる世帯 ・視覚に障害を有する年齢時以上の方であって障害程度等級2級以上の方がいる世帯 <基準額> ・生活保護法による被保護世帯は、助成限度額100万円を対象経費の助成率100% ・住民税非課税世帯は、助成限度額100万円を対象経費の助成率90% ・住民税均等割のみ課税世帯50万円を対象経費の助成率70%	長寿介護課（高齢者） 076-283-7122 健康福祉課（身体障害者） 076-283-7120
水洗便所等改造資金融資のあっせん（利子補給）	改修	60万円までの利子全額補給（供用開始から3年以内）		
水洗便所等改造資金助成金	改修	自己資金の人を対象に4万円以内を助成（供用開始から3年以内） 合併浄化槽設置済者の下水道接続への上乗せ助成 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円） 生活保護世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成 非課税世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成	上下水道課 076-283-7106	
白山市	定住促進奨励金	新築購入	市外からの転入者で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限50万円 ただし、市街化区域内で敷地面積200～310㎡の場合、上限80万円	定住支援課 076-274-9568

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
白山市	若年層定住促進奨励金	新築 購入	45歳未満で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市内にお住まいの45歳未満の方 ・敷地面積150㎡以上、かつ、延床面積75～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限30万円	定住支援課 076-274-9568
	白山ろく地域定住促進奨励金	新築 購入	白山ろく地域（河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）において、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・白山ろく地域で、新築住宅を建築・購入する方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限100万円	
	三世帯同居・近居促進事業補助金	新築 増改築	新たに三世帯での同居・近居を始めるため、白山市内で住宅を新築、購入、増改築、リフォーム（以下、新築等）する方に補助金を交付 【要件】・子ども（18歳未満）、親、祖父母による三世帯 ・近居の場合、親子と祖父母の住宅間の距離が直線で2km以内 ・新築等に要した費用が100万円以上であるもの ・三世帯同居等を始めるために、住民票を異動した方 【補助金額】30万円（県外からの転入者は45万円）	
	中古住宅購入事業補助金	購入	45歳未満もしくは市外からの転入者で、市内の中古住宅を購入して定住する方に補助金を交付 【要件】・申請時に45歳未満または、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・過去に他の人の居住の用に供したことがある住宅であること ・購入後、申請者に所有権移転登記されてから2ヵ月以内であること 【補助金額】購入費用の1/3以内で、上限30万円	
	新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金	賃借	市内の民間賃貸住宅等に居住する45歳未満の新婚世帯に家賃を助成 【要件】・婚姻届を提出してから1年以内 ・夫婦どちらも45歳未満 【助成金額】家賃の10%以内で、月額上限5千円×最長12ヶ月間	
	空き家改修補助金	改修	市内の空き家バンク登録物件を改修（リフォーム）して入居・定住する方に補助金を交付 【要件】・白山市空き家バンク登録物件であること ・改修費用が10万円以上であること 【補助金額】改修費用の1/2以内で、上限50万円	
	克雪化促進事業補助金	設置	①屋根融雪装置設置 自宅の屋根に融雪装置を設置する方に補助金を交付 【要件】・熱エネルギーを利用した融雪装置（太陽光発電パネルを除く） ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助金額】設置費用の1/2以内で、上限100万円	土木課 076-274-9556
		購入	②除雪機械購入 自宅用の除雪機械を購入する方に補助金を交付 【要件】・20万円以上のもの ・市内の販売店での購入 ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助額】購入費用の1/4以内で、上限50万円	
	市民福祉小口資金融資制度	改修	引き続き1年以上市内に居住している在宅重度障害者が、金融機関から住宅改造資金の融資を受ける際に、融資利率2.0%を超える利子分を補助 【融資限度額】80万円 【償還期間】3年以内 ※事前に金融機関での審査が必要。	生活支援課 076-274-9509
	勤労者小口資金融資制度	新築 改修	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する労働者に資金を融資 ※建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円）	商工課 076-274-9542
	地域材利用促進事業補助金	新築 購入	市産木材を普及促進するため、白山市内で自ら居住するために、住宅を新築または新築住宅を購入する方に補助（1戸あたり50万円） 【要件】市産材使用割合70%以上及び床面積80㎡以上で、建築士が設計した住宅	林業水産課 076-272-1965
	高齢者世帯屋根融雪化等促進事業	設置	河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰の区域に居住する高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方に補助 ①屋根融雪装置（限度額50万円） ②ロードヒーティング（限度額50万円） ※①は石川県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金の借入を条件とする。	長寿介護課 076-274-9529
	住宅・建築物耐震改修促進事業	改修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり） ※図面がない場合や現地調査が必要な場合は5千円の自己負担が必要 ②耐震改修：定額補助（補助率10/10） 限度額150万円	建築住宅課 076-274-9561
	危険ブロック塀撤去費補助金	その他	ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等（組積造）を撤却する工事 【補助金額】C B塀 4,000円/㎡（限度額10万円） 石塀（組積造） 6,000円/㎡（限度額10万円）	
再生可能エネルギー設備設置事業費補助金	設置	自ら所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム(10kw未満)、家庭用小型風力発電機、太陽熱利用システム、木質バイオマスストーブを設置する個人、又は自ら所有し、かつ居住するために市内のシステム付き住宅を購入する個人 ①太陽光発電システム（1kwあたり1万円、最大5万円※5kw～10kw未満） ②風力発電システム（定額6万円） ③太陽熱利用システム（定額3万円） ④木質バイオマスストーブ（ペレット・薪）（費用の半額 最大8万円）	環境課 076-274-9538	
自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿介護課 （高齢者） 076-274-9529 障害福祉課 （身体障害者） 076-274-9526	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
白山市	水洗便所設置に係る融資・助成制度	改 修	工事費の範囲内で80万円を限度とし、無利子貸付	企業総務課 076-274-9588
			生活扶助世帯 工事費の範囲内で25万5千円を限度に助成	
能 美 市	バリアフリー住宅助成事業	新 築 全部改築	要介護者等の日常生活に利便を与える新築・全部改築 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率70%） ※上記以外の世帯及び自立支援型住宅リフォーム助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合あり	介護長寿課 0761-58-2233
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	要介護者等の日常生活に利便を与える既存住宅のバリアフリー改修 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率70%） ※上記以外の世帯及びバリアフリー住宅助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合あり	
	加賀の木づかい奨励金	新 築 改 修	加賀地域の森林から伐採され加工された木材を使用した住宅を新築・増築・改築・建売住宅を購入または空き家等を購入し地域産木材を使用して改修する者に対し交付する 【新築、増築、改築、建売住宅を購入する場合】 (基本要件) ①住戸の専用面積が75㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を0.12㎡/㎡以上使用 (加 算) ③全使用木材の50%以上を市内業者から納入 (補 助 額) ①②をすべて満たす：20万円 ③+10万円（最大30万円） 【空き家等を購入し住宅に改修する場合】 (基本要件) ①改修に占める面積が50㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を5㎡以上使用 (補 助 額) ①②をすべて満たす：15万円（最大15万円）	農政課 0761-58-2256
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	S56.5.31以前の住宅、長屋、共同住宅で木造のもの ①簡易耐震診断：現況図面ありの場合 自己負担なし 現況図面なしの場合 自己負担5,000円 ②耐 震 診 断：補助率80%、限度額12万円 ③耐 震 改 修：補助率100%、限度額150万円	建築住宅課 0761-58-2251
	危険ブロック塀除却補助金	除 却	道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの、傾き・ひび割れ等の劣化が著しいもの、建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物 (4,000円/㎡、上限10万円)	
	自然エネルギー設備設置補助金	設 置	自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者、又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人 【補助対象限度額】 ①住宅用太陽光発電システム：太陽電池の最大出力が3kw以上10kw未満 一律3万円 ②住宅用小型風力発電システム：定格出力200w以上の風力発電機、設置費用の10%、限度額5万円 ③住宅用薪・ペレットストーブ：設置費用の10%、限度額5万円	
	空き家改修費等補助金	改 修	空き家バンクに登録された物件の所有者等又は入居者に対し、改修にかかる費用を補助 【補助対象限度額】 内装、外装、台所、浴室、便所、洗面所等の生活するために必要な改修に要する経費の1/2以内、1戸当たり限度額50万円	生活環境課 0761-58-2217
	空き家清掃費等補助金	改 修	空き家バンクに登録された物件の所有者又は入居者に対し、家財道具等の処分及び清掃費等にかかる経費を補助 【補助対象限度額】 対象物件に残存する家財道具等の処分又は搬出に要する経費、清掃に関する経費の1/2相当、限度額5万円	
	空き家等解体費補助金	除 却	老朽空き家等（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）の所有者に対し、物件の全部を除却する工事にかかる経費を補助 【補助限度額】 ①事業に要した経費の1/5以内、限度額10万円 ②加算要件：市内に事業所を有する事業者が請け負う場合 5万円（事業費が50万円未満は対象外） 特定危険空き家等に認定された物件を解体する場合 40万円（事業費が100万円未満の場合は対象外）	
	定住促進補助金	新 築 入 居	45歳未満の定住を目的に市内で住宅を取得した方で、下記要件のいずれかに該当する人に対する補助（基礎額10万円） 【加算要件】 ①県外からの転入者：20万円 ②県内他市町からの転入者：10万円 ③中山間地区への転入者：50万円（契約日が2019年4月1日以降のもの） ④三世代（申請者、申請者の親、申請者の子）同居型世帯：30万円 ⑤三世代（申請者、申請者の親、申請者の子）近居型世帯：20万円 ⑥親世代（申請者、申請者の親）同居型世帯：20万円 ⑦市内業者利用（設計・購入）：5万円 ⑧市内業者利用（建築）：5万円 ⑨市内在勤者（平成30年4月1日以降、新たに常勤で採用された方）：50万円 ※④と⑥、⑤と⑥の重複加算はできません	地域振興課 0761-58-2212
	水洗便所等改造資金の融資斡旋・利子補給金	改 修	便所の水洗化工事費の100万円以内を融資斡旋の限度額とし、斡旋額に対する利子補給	上下水道課 0761-58-2260
水洗便所等改造補助金	改 修	便所の水洗化工事に対する補助金 【生活保護世帯】補助率100%（限度額50万円） 【1人親世帯】補助率20%（限度額20万円）		

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
野々市市	勤労者自己住宅資金利子補給制度	新築購入	勤労者が市内において、新築のマイホームを建築・購入した資金について、市が利子の一部を補給（最大3年間、限度額75,000円/年、返済負担率等による制限有）	産業振興課 076-227-6082
	生け垣等設置事業補助金	設置	道路に面する部分に設置する生け垣等の工事費用 生 け 垣：1mにつき8千円、限度額8万円 植樹帯、花壇：1mにつき2千円、限度額2万円 ※既存のブロック塀等を除却し、生け垣等を設置する場合は加算あり。	建築住宅課 076-227-6087
	簡易耐震診断事業	改修	木造住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手、その他条件をみたまもの） 簡易耐震診断：無料 （※現況図面がない場合、一部自己負担（5,000円）により実施）	
	住宅耐震診断・改修の補助金	改修	木造住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手、その他補助条件をみたまもの） ①耐震診断：耐震診断に要する費用の補助率3/4、限度額12万円 ②耐震改修：改修工事に要する費用の補助率10/10、限度額150万円	上下水道課 076-227-6102
	水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給制度	改修	し尿及び生活排水を下水道に排水するために便所等を改造する場合、必要な工事費用について50万円を上限として融資斡旋し、当該融資に係る利子を全額補給	
自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	介護長寿課（高齢者） 076-227-6062 福祉総務課（身体障害者） 076-227-6063	
川北町	生垣設置奨励補助金	設置	公共の用に供する道路等に面する部分に設置する場合で2m以上の生垣 新たに生垣を設置する場合 1mにつき5千円 既設の塀等を壊し、新たに生垣を設置する場合 1mにつき8千円（いずれも延長30m限度）	産業経済課 076-277-1111
	新築住宅取得奨励金	新築購入	町内に自ら居住するための住宅を新築または購入（新築物件）する場合 一律50万円を助成	土木課 076-277-1111
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する個人、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する個人 1kWあたり5万円（上限20万円）	
	住宅リフォーム助成事業補助金	改修	自らが所有する町内の住宅を原則町内の工務店等を利用しリフォーム工事を行う場合に必要経費の一部を助成 ・事業費が50万円以上で、10%の補助（上限20万円） （※詳細要件確認のため、土木課へ事前相談必要）	
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ②耐震改修：全地区 定額補助 補助率10/10 限度額150万円	
	空き家等解体事業補助金	その他	空き家の所有者等が行う空き家の除却費の一部を補助 補助率1/2 限度額50万円	福祉課 076-277-1111
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、要支援、要介護の認定を受けている方、重度の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	
	家庭用生ゴミ処理機器購入費補助金	設置	電化製生ゴミ処理機（5年経過後、再度購入時申請可）やコンポスト容器の購入に対する補助 購入費の2分の1（限度額3万円）	
結婚新生活支援事業補助金	新築購入 借越	所得合計が340万円未満で、ともに34歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得、賃借費用、引越費用の一部を補助（上限30万円）		
津幡町	住宅取得等奨励金	新築購入 増改築 改修	基本額 住宅ローン年末残高の4%相当額 （※上限：60万円、新規転入者の場合は80万円） 加算額 以下に該当する場合、基本額に上乗せして交付。 ①同時に転入してきた申請者以外の世帯員の数×5万円（※新規転入者限定、上限15万円） ②津幡町内の建築業者による新築 10万円 ※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は①②とも適用なし ※奨励金額のうち20万円までは商工会商品券で交付 ※住宅ローンが「フラット35」で所定の要件を満たす場合、金利が5年間0.25%引き下げとなる優遇措置あり	企画財政課 076-288-2158
	空き家バンク利用奨励金	購入 賃借	空き家バンク制度を利用して転入してきた夫婦世帯以上（夫婦のいずれかが60歳未満）に対して交付。 ・購入の場合…土地・家屋の取得費の10%（上限50万円） ・賃借の場合…契約月額の1/2（上限1万円、24か月）	
	農村定住奨励金	新築購入	中山間地の対象集落で住宅を取得（取得額200万円以上）した夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいる場合に交付。 基本額 20万円（世帯員全員が新規転入者の場合は40万円） 加算額 世帯に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円	
	三世代ファミリー同居等促進事業補助金	新築購入 増改築 改修	三世代（祖父母世代・親世代・18歳未満の子世代）で同居等を行うための住宅の取得等に要する費用（100万円以上）の一部を補助。 ①現に三世代で同居する世帯が、引き続き同居するため、新築・購入・増改築・改修…10万円 ②現に三世代で同居する世帯が、準同居を始めるため、新築・購入…10万円 ③新たに三世代で同居を始めるため、新築・購入・増改築・改修…20万円 ④新たに三世代で準同居を始めるため、新築・購入…20万円 ※準同居の定義…親子世代、祖父母世代の住宅の距離が50m以内にあること ※④の場合で、準同居前の親子世代、祖父母世代の住宅の距離が2km以内の場合は10万円 ※③または④の場合で、親子世代または祖父母世代が県外から転入の場合は15万円を加算	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
津 幡 町	結婚新生活支援事業補助金	新築 購入 賃借 引越	所得合計が340万円未満で、ともに34歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得・賃借費用、引越費用の一部を補助（上限30万円）	企画財政課 076-288-2158
	住宅耐震改修工事費等補助金	改 修	住 宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅） 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断：補助率3/4（限度額9万円） ③耐震改修：補助率10/10（限度額150万円）	都市建設課 076-288-6702
	危険ブロック塀の除却に関する補助金	除 却	町道または通学路に面する危険ブロック塀を除却する場合の助成 補助額：撤去工事費の1/2（限度額10万円） ※撤去工事費は、撤去するブロック塀（道路面）の面積に8千円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費（道路面）のいずれか低い方の額	
	津幡町がけ地防災工事費等補助金	改 修	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 ①防災工事補助金：補助率1/2（限度額70万円） ②応急工事補助金：補助率1/2（限度額30万円）	都市建設課 076-288-6703
	津幡町木の家づくり奨励金	新築 購入	町内に居住するため、スギ柱（金沢森林組合産）50本以上使用して木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方（寸法等、事業要件あり）（限度額20万円）	農林振興課 076-288-6704
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 1kWあたり2万円（上限8万円） ※システムは未使用に限る。	
	家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金	設 置	町内に住所を有し、町内の店舗から家庭用生ごみ処理機器を購入し設置する方 ①生ごみ処理機（1世帯1基まで）：補助率1/3（限度額15千円） ②生ごみ処理器（1世帯2基まで）：補助率10/10（限度額3千円/基）	生活環境課 076-288-6701
	危険空家除却等支援補助金	改 修 除 却	空家の改修又は危険空家の除却に要する費用の一部を補助。 ①空家の改修：補助率2/3（限度額50万円） ※改修後の空家の用途等、補助要件有り。 ②危険空家の除却（除却後の跡地活用有り）：補助率2/5（限度額50万円） ③危険空家の除却（除却後の跡地活用無し）：補助率2/5（限度額30万円） ※危険空家：住宅不良度判定の結果が100点以上のもの。 ※除却後の跡地活用有りの場合は、その跡地の用途等、補助要件有り。	
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	福祉課 076-288-2458
	津幡町水洗便所等改造資金融資あっせん（利子補給）	改 修	工事費50万円まで融資斡旋し、利子全額補給	
津幡町水洗便所等改造助成金	改 修	自己資金の人を対象に3万円以内を助成	上下水道課 076-288-6238	
		非課税世帯10万円以内を助成		
		生活保護世帯50万円以内を助成		
		合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成（平成14年度より） 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円）		
内 灘 町	新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助制度	設 置	町内において自ら居住する住宅に太陽光発電システム、住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、定置型リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器、ペレットストーブを設置する方 町内において自ら所有する土地に小形風力発電システムを設置する方 ・太陽光発電システム：5万円（2kw以上10kw未満） ・住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）：2万円 ・定置型リチウムイオン蓄電システム：10万円 ・太陽熱利用システム：強制循環型2万円、自然循環型1万円 ・高効率給湯器：エコキュート2万円、エコジョーズ・エコフィール1万円、ハイブリッド給湯器2万円 ・ペレットストーブ：2万円 ・小形風力発電システム：6万円	住民課環境管理室 076-286-6701
	生ごみ処理器（機）設置費助成金	設 置	町内に在で自己の住宅に設置する方 簡易式生ごみ処理器1千円、コンポスト設置3千円、機械式生ごみ処理機：購入費の1/3、限度額2万円	
	住宅耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅） 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	都市建設課 076-286-6710
	がけ地防災工事費補助金	改 修	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 防災工事補助金：補助率1/2 限度額70万円	
	起業支援事業補助金	改 修 賃 借	本町の住民基本台帳に記録されている者で、町内の空き店舗等を利用して、起業及び第二創業を開始する方 ①起業費（改装工事費、設備・備品・器具購入費） 補助対象経費の1/2（上限50万円） ②家賃（家賃の12か月分） 補助対象経費の2/3（上限月額10万円/月）	地域振興課 076-286-6708
	雨水浸透施設等設置費補助金制度	設 置	町内において住宅等の敷地内に雨水浸透施設、雨水貯留施設を新規に設置する方 ①雨水浸透施設：補助率2/3、上限1個当たり内径により2万3千円～3万5千円 ②雨水貯留施設（既存浄化槽転用）：補助率2/3、上限1基当たり8万円 ③雨水貯留施設：補助率2/3、上限1基当たり容量により2万円～2万5千円	上下水道課 076-286-6718
	内灘町水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給制度	改 修	工事費60万円まで融資斡旋し、利子全額補給（償還36ヶ月以内）	

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
内 灘 町	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課 076-286-6703
	マイホーム取得奨励金	新 築 入	町内に新築住宅を取得しその所在地（当該住宅）に居住した方 ①工事請負契約日又は売買契約日が平成30年4月以降の方 ・新規転入された方……………30万円 ・町内在住の34歳以下の方…10万円 ②工事請負契約日又は売買契約日が平成30年3月以前の方 ・新規転入された方……………20万円 町内建築業者を利用して新築する場合は10万円を加算する。合計額の2分の1は現金、残りは町商工会が発行する共通商品券で交付する。	企画課 076-286-6727
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 入 増 築 改 修	祖父母世代、親世代及び子供の三世代が、新たに同居又は近居（2km以内）するため、住宅を新築、購入、増築、改築又は改修する場合に、30万円を交付する。 県外からの転入の場合、15万円を加算する。	
	定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金	住居費用（取得・賃料）引渡し期	結婚新生活（婚姻日又は対象住宅への移動日）開始から4ヶ月以内の新婚世帯（婚姻日が平成31年1月1日から令和2年3月31日）に対して、平成31年1月1日から令和2年3月31日までに支払われた婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用（最初の1ヶ月分のみ）、引越し費用を助成する。（限度額30万円）	
志 賀 町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	簡易耐震診断：自己負担0円（現況図面有） 自己負担5,000円（現況図面なし、現地調査有り） 耐 震 設 計：耐震診断に基づき行う設計 補助率2/3 上限10万円 耐 震 改 修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限150万円	まち整備課 0767-32-9211
	みらいとうぶ定住促進奨励金	購 入	みらいとうぶの購入者のみを対象とした助成制度 【転入者】 単身入居：基本額40万円、町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人 家族入居：基本額80万円、子供1人につき20万円（限度2人）、町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人 【町内在住者】 町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人	
	移住定住促進住まいづくり奨励金	新 築 入	定住を目的とし他の市町村から転入し、住宅を建設・購入し入居した者への奨励金 ・単身入居：基本額40万円、町内業者利用加算（取得費2.5%（50万円限度）） ・家族入居：基本額80万円、子供1人につき20万円（限度2人）、町内業者利用加算（取得費2.5%（50万円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に取得建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に定める検査に合格した者が対象となる	企画財政課 ふるさと創生室 0767-32-9301
	移住定住促進賃貸住宅家賃助成金	家 賃	定住を目的とし他の市町村から転入した者への民間賃貸住宅家賃助成金 ・月額：5千円、町内業者加算（月額家賃支払額の2分の1（1万5千円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に賃貸借契約を締結した者が対象となる	
	移住定住促進空き家リフォーム再生等助成金	購 入 改 修	定住を目的とし他の市町村から転入し、中古住宅をリフォーム又は購入した者への助成金 ・リフォーム：町内業者を利用し空き家を取得後リフォーム（工事費50%（50万円限度）） ・空き家購入：空き家の購入助成（取得費50%（50万円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に工事請負契約及び売買契約を締結した者が対象となる	
	住宅用太陽光発電システム設置補助	設 置	7万円/kW×システムの最大出力（4kWまで）、または、補助対象事業費の1/10の金額のいずれか低い額 最大で28万円 ※千円未満は切り捨て	環境安全課 0767-32-9321
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課 0767-32-9131
	水洗面所等改造資金斡旋制度（利子補給・助成）	改 修	工事費100万円まで融資斡旋し、利子を補給（供用開始から3年以内）	まち整備課 上下水道室 0767-32-9251
非課税世帯 10万円まで助成（供用開始から3年以内） 生活保護世帯 60万円まで助成（供用開始から3年以内）				
宝 達 志 水 町	マイホーム取得奨励金	新 築 入	①町内に定住するため住宅を新築・購入した場合に100万円 ②町内建築業者を活用して新築又は購入した場合については、さらに50万円を上乗せする。 ③45歳以下の町外からの転入者には、ひとりにつき20万円加算（加算限度額100万円） ※町内在住者については年齢が45歳以下であること	企画振興課 0767-29-8250
	民間賃貸住宅家賃補助事業補助金	家 賃	若年層の定住を目的とし、町内の民間賃貸住宅に居住する者への家賃補助金 補助金額は、月額家賃の1/3以内（上限15,000円） ※夫婦それぞれの年齢が45歳以下であること	
	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 1kWあたり2万5千円・上限10万円 （町が分譲した土地を購入し、建設した住宅の場合は 1kWあたり5万円・上限20万円）	住民課 0767-29-8120
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 入 増 築 改 修	新たに三世代での同居又は近居を始めるため、住宅の新築、購入、増築、改築又は改修を行う場合に予算の範囲内で30万円助成（県外から転入の場合は15万円加算）	
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	①簡易耐震診断：自己負担無（現況図面あり）、自己負担5千円（現地調査） ②耐 震 診 断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐 震 改 修：補助率10/10、限度額150万円	地域整備課 0767-29-8160

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
宝達志水町	民間賃貸住宅建設補助事業	新 築	民間賃貸住宅の建築に係る本体工事の10%を補助。限度額500万円 ※1棟あたり4戸以上で、1戸あたり床面積が50㎡以上あること。 ※各戸に玄関、浴室、台所、トイレが設置されていること。	地域整備課 0767-29-8160
	水洗便所等改造資金融資 斡旋・利子補給	改 修	工事費10～150万円（償還5年以内） 供用開始後3年以内 課税標準額500万円未満の世帯に利子全額補給 供用開始後3年以内	
	水洗便所等改造助成金	改 修	供用開始後1年以内（6万円）、2年以内（4.5万円） 合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成 供用開始後1年以内（25万円）、2年以内（20万円）	
	自立支援型住宅リフォーム 推進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方 （限度額100万円）	健康福祉課 0767-28-5506
中能登町	定住促進奨励金	新 築 購 入	【町外から引っ越しされる方（転入）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 50万円 25万円 ・45歳未満の家族世帯 60万円 30万円 ・45歳以上の単身世帯 25万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 30万円 15万円 <子育て応援加算> 住宅を取得した時点で、義務教育以下のお子さまがいる場合、子育て応援加算が追加されます。 ・対象者 義務教育以下の子ども 2人目まで 1人につき 20万円 3人目以降 1人につき 10万円 【もともと中能登町にお住まいの方（転居）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 20万円 10万円 ・45歳未満の家族世帯 30万円 15万円 ・45歳以上の単身世帯 10万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 15万円 10万円 【新築工事を町内の建築業者と契約された方】 ・新築住宅建築工事費の2.5%（最大50万円）まで。 以上の条件に適合した合計額は100万円を限度とします。	企画課 0767-74-2806
	三世代ファミリー同居・近居 促進事業補助金	新 築 購 入 改 築 改 修	新たに三世代で同居又は近居を始めるため、住宅の新築や購入、増築、改築、改修に要する費用（100万円以上）の一部を補助 基本額：30万円 加算：県外からの転入の場合 15万円	住民福祉課 0767-72-3134
	生ごみ処理機材購入費補助金	購 入	町内在住で対象機材を購入する方 120ℓ以上のコンポスト購入で2千円 電気式生ごみ処理機購入費の3割補助（限度額2万円）	保健環境課 0767-72-3129
	住宅用太陽光発電システム 設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内の太陽光発電システム付き新築住宅を購入する方 （在住者）1kWあたり2万5千円（上限10万円） （転入者）1kWあたり5万円（上限20万円）	
	雨水貯留槽購入費補助金	購 入	町内在住で自己の住宅に設置する方 購入費の3割（限度額2万円）	
	既存建築物耐震改修工事費等 補助金	改 修	木造住宅で1981年（昭和56年）5月31日以前に建築または工事着手されたもの。 ①耐震診断：補助率10/10、限度額12万円 ②耐震設計：補助率10/10、限度額20万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額150万円	土木建設課 0767-76-2435
	危険ブロック塀の除却に 関する補助金	撤 去	危険ブロック塀を撤去される方 4,000円/㎡（限度額10万円）	長寿介護課 0767-72-3133
	自立支援型住宅リフォーム推 進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方 （限度額100万円）	
穴水町	穴水町定住促進奨励金	新 築 購 入	定住を目的とした転入者及び50歳以下の町内在住者が新たに住宅を取得した場合の補助 住宅奨励金 新築の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ※40歳以下の町内在住者30万円 ・町内の建築業者と契約 20万円を加算 ・県産材50%以上の使用 20万円を加算 ・住宅取得時に土地購入 50万円を加算 ※転入者のみ ・住宅取得時に同居する義務教育修了前の子供1人当たり50万円を加算 ※転入者のみ 限度額：転入者200万円 50歳以下の町内在住者70万円 中古住宅の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ・町内の建築業者と契約 住宅のリフォーム経費の2分の1（限度額20万円）を加算 ・住宅取得時の同居世帯員に1人当たり10万円を加算 限度額：50万円	政策調整課 0768-52-3627
	穴水ニュータウン宅地無償 分譲	購 入	町外から移住する概ね40歳以下の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う（H23年10月～） 町内に住所を有する転入後5年以内の方も対象 区画数 14区画（現在9区画分譲済み）	基盤整備課 0768-52-3680
	既存建築物耐震改修工事費 補助金	改 修	木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4 限度額9万円 ②耐震改修：補助率定額 限度額150万円	
	自立支援型住宅リフォーム推 進事業	改 修	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方 （限度額100万円）	住民福祉課 0768-52-3650

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の補助制度一覧表

県・市町名	制度・事業名	対象	内 容	担当課
穴水町	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新築 増築 改築 改修	新たに三世代で同居・近居を始めるため、住宅の新築、購入、増改築、改修を行った場合に補助金を交付（※近居：親子と祖父母の住宅間の直線距離が2km以内） 【補助要件】 ・2019年12月末までに完成し、同居・近況を開始すること。 ・所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅 ・新築等に要した費用が100万円以上である住宅 【補助金額】 ・30万円 (県外から転入の場合20万円加算)	住民福祉課 0768-52-3650
	穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金	設 置	町内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（町税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 補助金額は、システムの最大出力1kWあたり2万5千円（上限10万円）	生活環境課 0768-52-3770
	穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金	設 置	生ごみ処理容器・処理機の購入に対する補助 ①コンポスト（2基まで）：購入金額の1/2（限度額4千円/基） ②生ごみ処理容器（2基まで）：購入金額の1/2（限度額1千円/基） ③生ごみ処理機（1基まで）：購入金額の1/3（限度額2万円/基）	
	水洗便所等改造資金助成交付金制度（利子補給）	改 修	80万円まで利子全額補給 自己資金の人を対象に3万円以内を助成 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成	上下水道課 0768-52-3130
能登町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	木造住宅 ①耐震改修：定額補助、限度額150万円（段階別改修の場合、第1段階100万円上限、第2段階50万円上限） ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③簡易耐震診断：自己負担無（図面無しまたは現地調査を希望する場合は負担金5,000円）	建設課 0768-76-8304
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方 1kWあたり5万円（上限20万円）	
	ごみ容器購入費補助金	設 置	1 コンポスト（2台まで）：購入費の1/2（限度額3千円/台） 2 電気式生ごみ処理機（1台まで）：購入費の1/3（限度額2万円/台）	住民課 0768-62-8507
	木質バイオマスストーブ補助金	設 置	能登町内に住所を有する者又は町長が適当であると認める団体で、町内に存する住宅、事業所又は活動施設に設置する未使用の次の各号にかかげる木質バイオマスストーブの購入に対する補助 購入費の1/2（上限5万円/基） ・木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉砕したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用し、安定した燃料を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造 ・薪（木材及び木材の廃材）を燃料に使用	
	ふるさと定住住宅助成金	新 築 改 修	町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、移住者の新築住宅及び中古住宅等の改築に要する経費を助成 ・新築住宅助成金：（最大200万円） ・実家等改築助成金：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【賃貸】：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【購入】：改築工事費の1/2（最大100万円） 【全共通】申請者を除く世帯人数1人につき10万円助成する ※町内建設建築業者の使用、空き家情報への登録等の要件により助成最大額が変動する。	ふるさと振興課 地域戦略推進室 0768-62-8512
	空き家財道具等処分助成金	処 分	空き家の家財道具等の処分に要する経費を1/2（最大10万円）を上限に助成する。 ※対象は能登町ふるさと空き家情報登録物件及び空き家情報登録見込み物件。	
	水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金（利子補給・助成）	改 修	融資額100万円以内で（60ヶ月で償還）で利子5%まで利子補給 自己資金の人を対象に3万円以内を助成（50万円上限の6%） 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成（50万円上限の20%）	上下水道課 0768-72-2507
能登町三世代ファミリー同居・近居促進事業	新 築 改 修	対 象 者：新たに三世代同居・近居を始めるための住宅の新築等を行った者 補助金額：30万円（石川県外から転入した対象者には15万円加算）	健康福祉課 0768-72-2512	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

石川県における住宅関連の補助制度については、下記 URL からご覧頂けます。
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutaku_yusi.html
 (石川県住宅関連支援制度ポータルサイト)

いしかわ住宅相談・
住情報ネットワーク



事務局 一般財団法人 石川県建築住宅センター
 〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎2階
 Tel. (076) 262-6543 Fax. (076) 260-8475
<http://www.ikjc.jp/>

このパンフレットに記載されている補助制度の内容は、2019年4月現在のものです。
 なお、各制度の詳細については各自治体の担当課までお問い合わせ願います。